

回答書

令和2年7月21日

札幌市財政局財政部企画調査課

1点目

本業務は、監査意見の表明、証明、又はその他の保証業務を行うものではないという理解でよろしいでしょうか。

(回答)

お見込みのとおりです。

2点目

受注後に契約書案について加筆・修正をすることや別途覚書を締結することは可能でしょうか。

(回答)

内容に応じて対応の可否を検討いたしますので、契約締結の段階でご相談ください。

3点目

仕様書のなかで「支援」と「指導」という文言が使われていますが、両者は同義と捉えてよろしいでしょうか。

(回答)

同義と捉えていただいて問題ありません。

4 点目

本業務は財務書類の作成を請け負うものではなく、財務書類作成に係る助言指導を行うものという理解でよろしいでしょうか。また、成果品に全体・連結財務書類本表、注記、附属明細書と記載されていますが、これら財務書類の作成主体は貴市であると認識しています。成果品に上記書類が含まれる趣旨は受注者が助言指導を実施した結果として貴市が完成させた財務書類を業務の成果として成果品に含めているという理解でよろしいでしょうか。

(回答)

お見込みのとおりです。

5 点目

昨年 of 連結対象団体をご教示ください

(回答)

別紙のとおりです。

6 点目

昨年の業務全体の工数、打ち合わせ回数及び連結対象団体へのヒアリング回数をご教示ください。

(回答)

(1) 工数について

業務全体で 217 時間です。

(2) 打ち合わせ回数について

計 3 回 (契約締結後、年末、契約終了直前) の打ち合わせを実施しております。

(3) 連結対象団体へのヒアリング回数について

文書による照会のみで完結しており、ヒアリングを実施しておりません。